

豊島区議会の議決すべき事件に関する条例を公布する。

平成26年6月20日

豊島区長 高 野 之 夫

豊島区条例第15号

豊島区議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく豊島区議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 豊島区自治の推進に関する基本条例（平成18年豊島区条例第1号）第41条第1項に規定する基本構想を策定又は改廃すること。
- (2) 都市宣言（豊島区として政策の基本的な方向性を定め、宣言するものをいう。）を制定又は改廃すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。